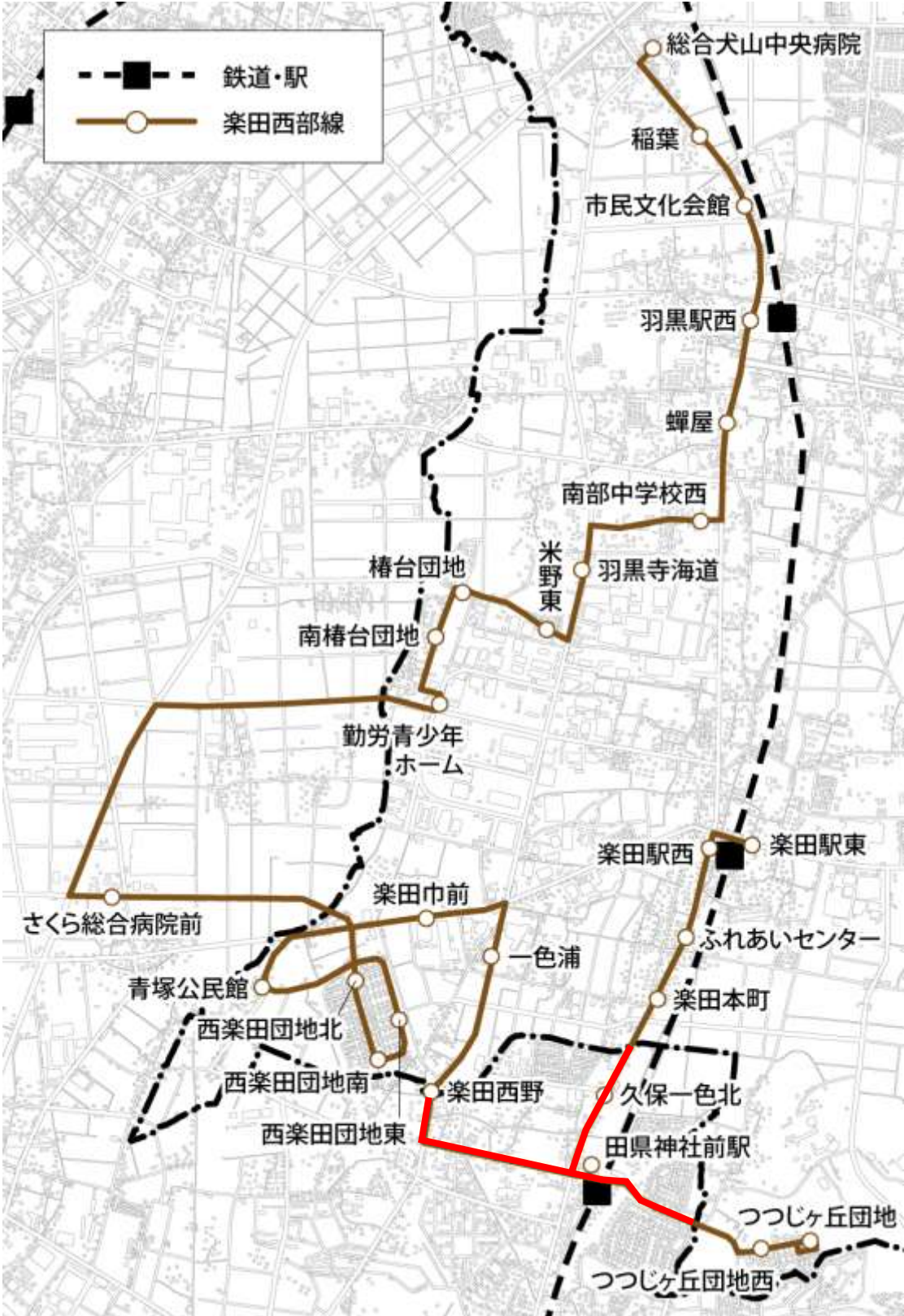


【協議】 わん丸君バス再編について

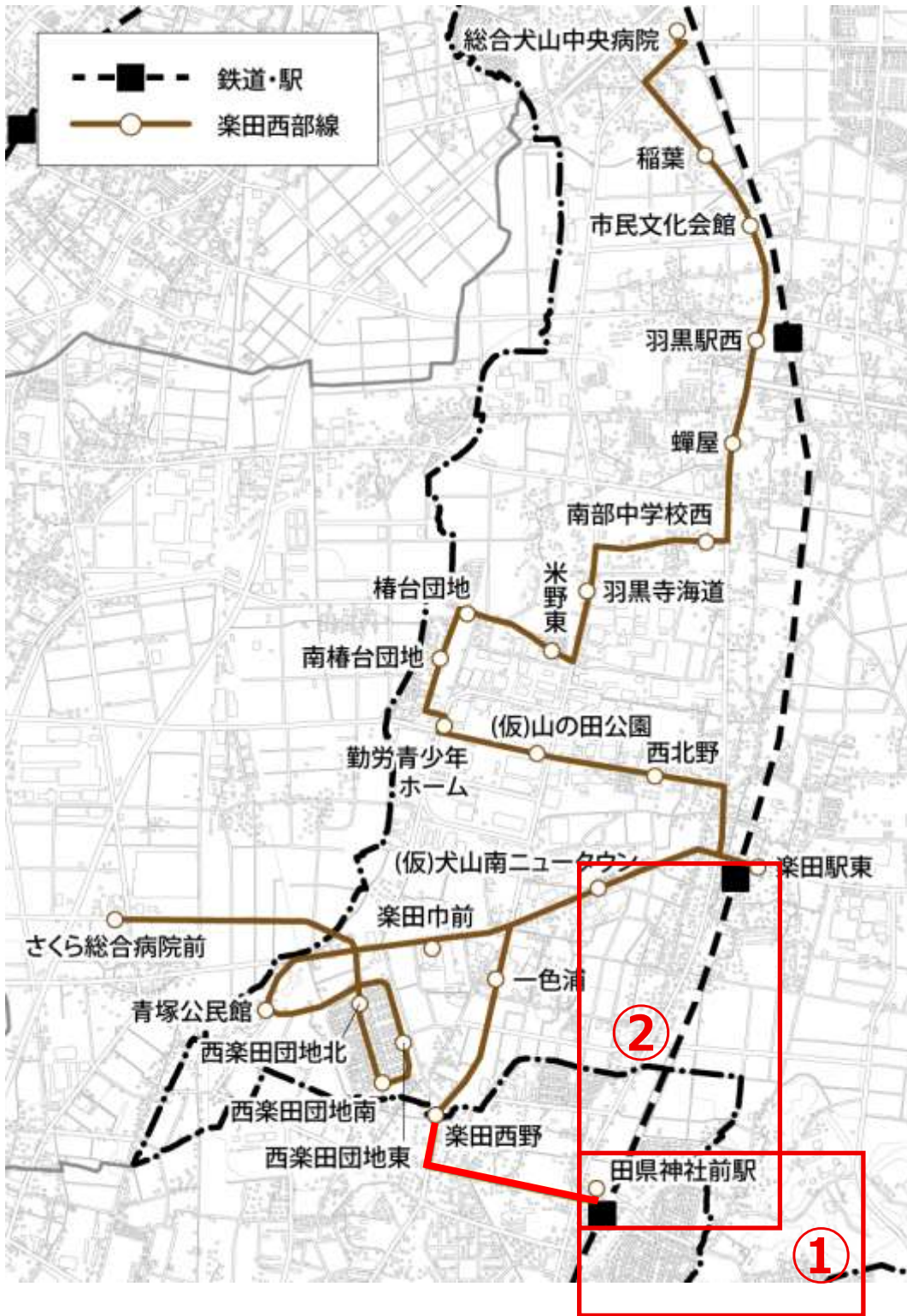
1. 路線の新設・廃止区間(小牧市内への乗り入れ分)

①楽田西部線

【現行】



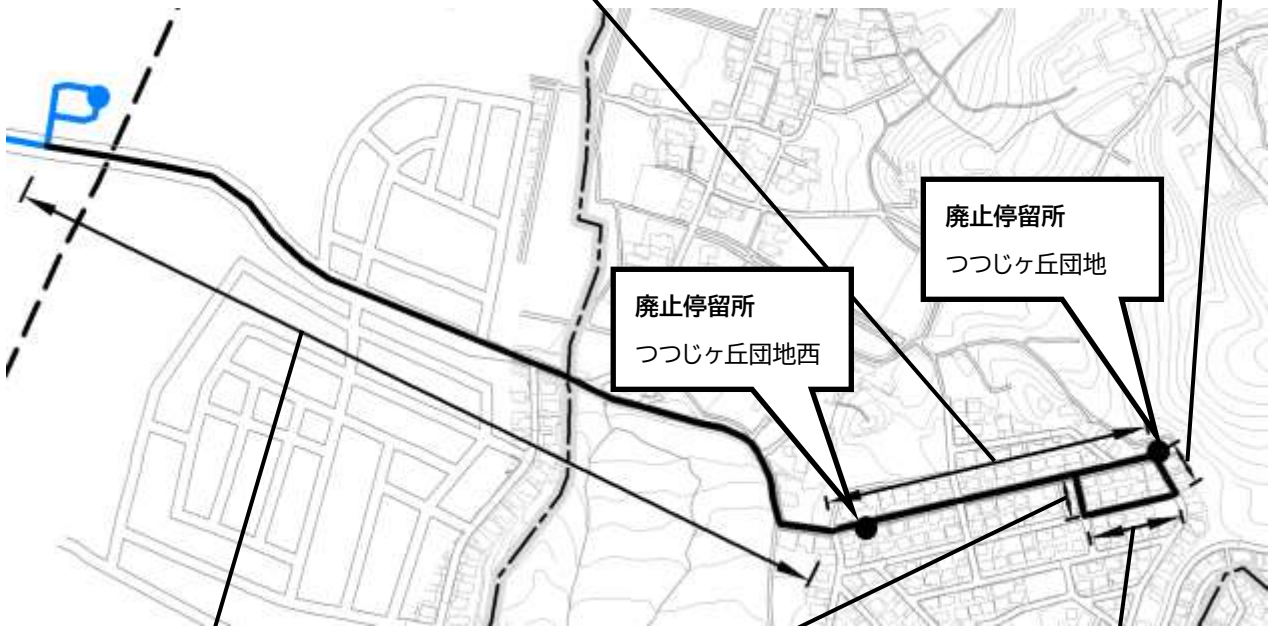
【再編後】



①

起 点:犬山市字前田面 1-18 地先
終 点:犬山市字前田面 1-62 地先
道路種別:市道
道路幅員:8m
キ □ 程:0.3km

起 点:犬山市字前田面 1-62 地先
終 点:犬山市字前田面 1-63 地先
道路種別:市道
道路幅員:6m
キ □ 程:0.04km



起 点:犬山市字前田面 1-114 地先
終 点:犬山市字前田面 1-113 地先
道路種別:市道
道路幅員:6m
キ □ 程:0.04km

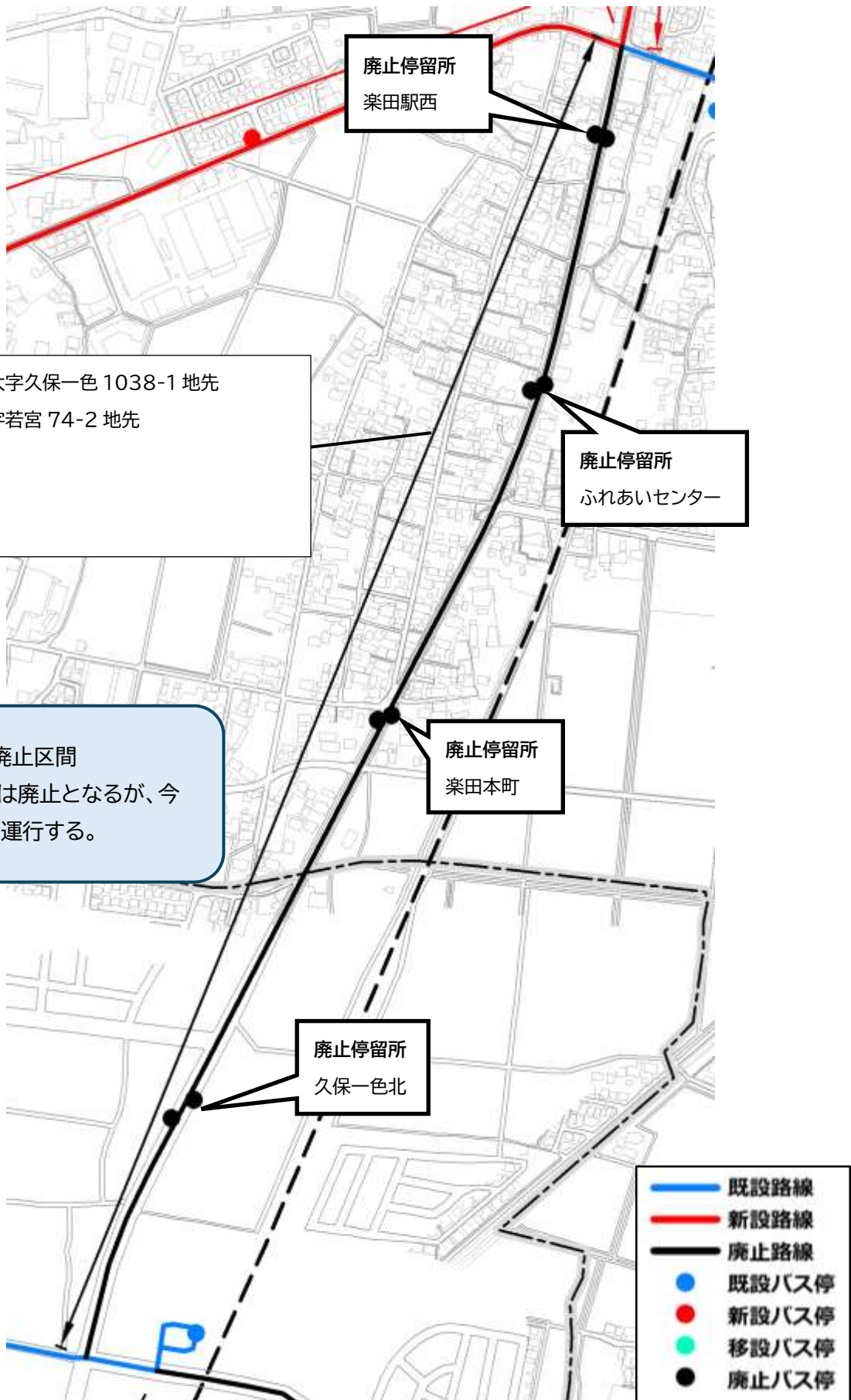
起 点:犬山市字前田面 1-63 地先
終 点:犬山市字前田面 1-114 地先
道路種別:市道
道路幅員:6m
キ □ 程:0.08km

起 点:小牧市大字久保一色 1046-1 地先
終 点:犬山市字前田面 1-18 地先
道路種別:市道
道路幅員:6m
キ □ 程:0.8km



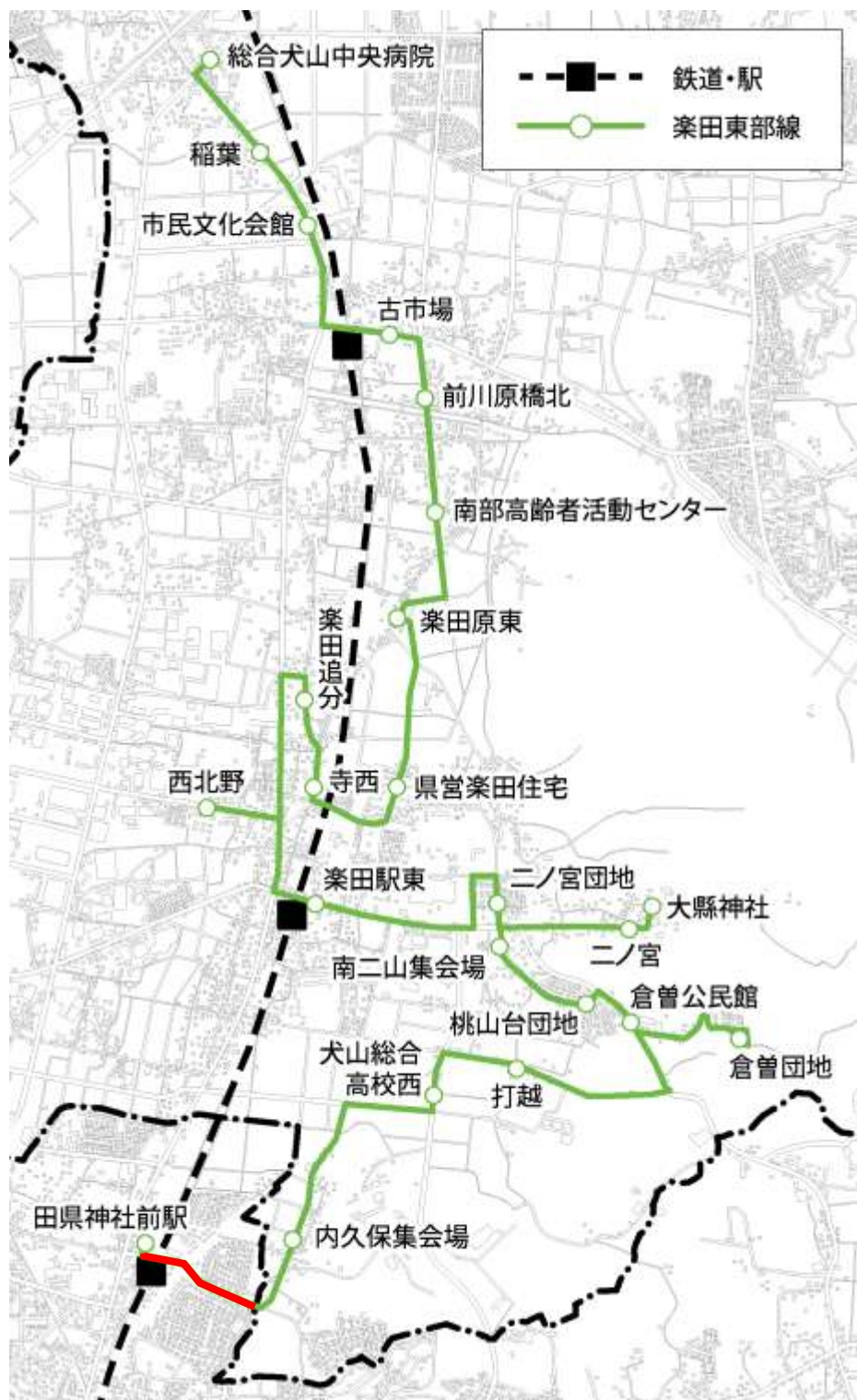
つつじヶ丘団地について、今後は
楽田東部線で運行する。
楽田西部線としては廃止区間となる。

②

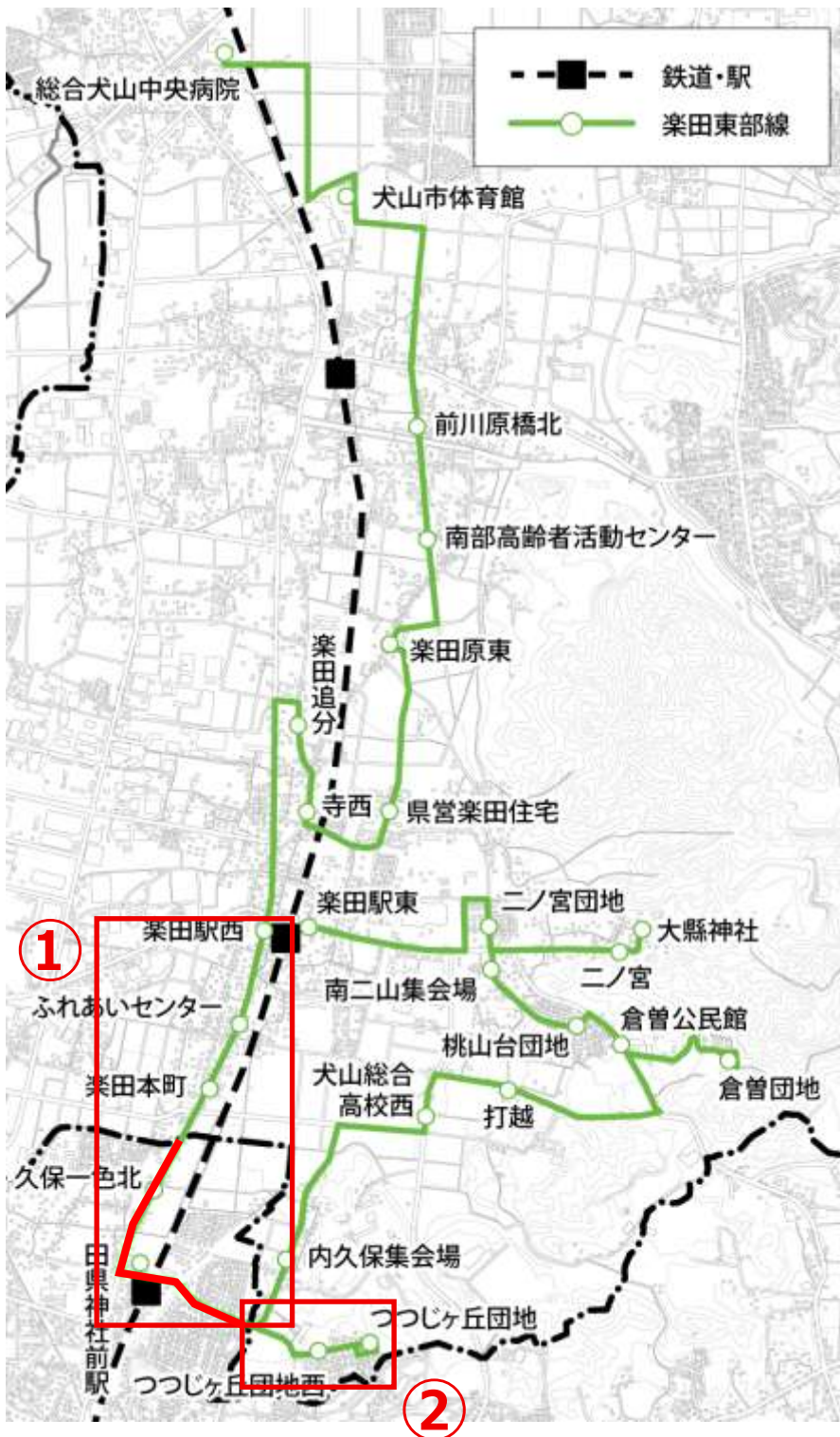


②楽田東部線

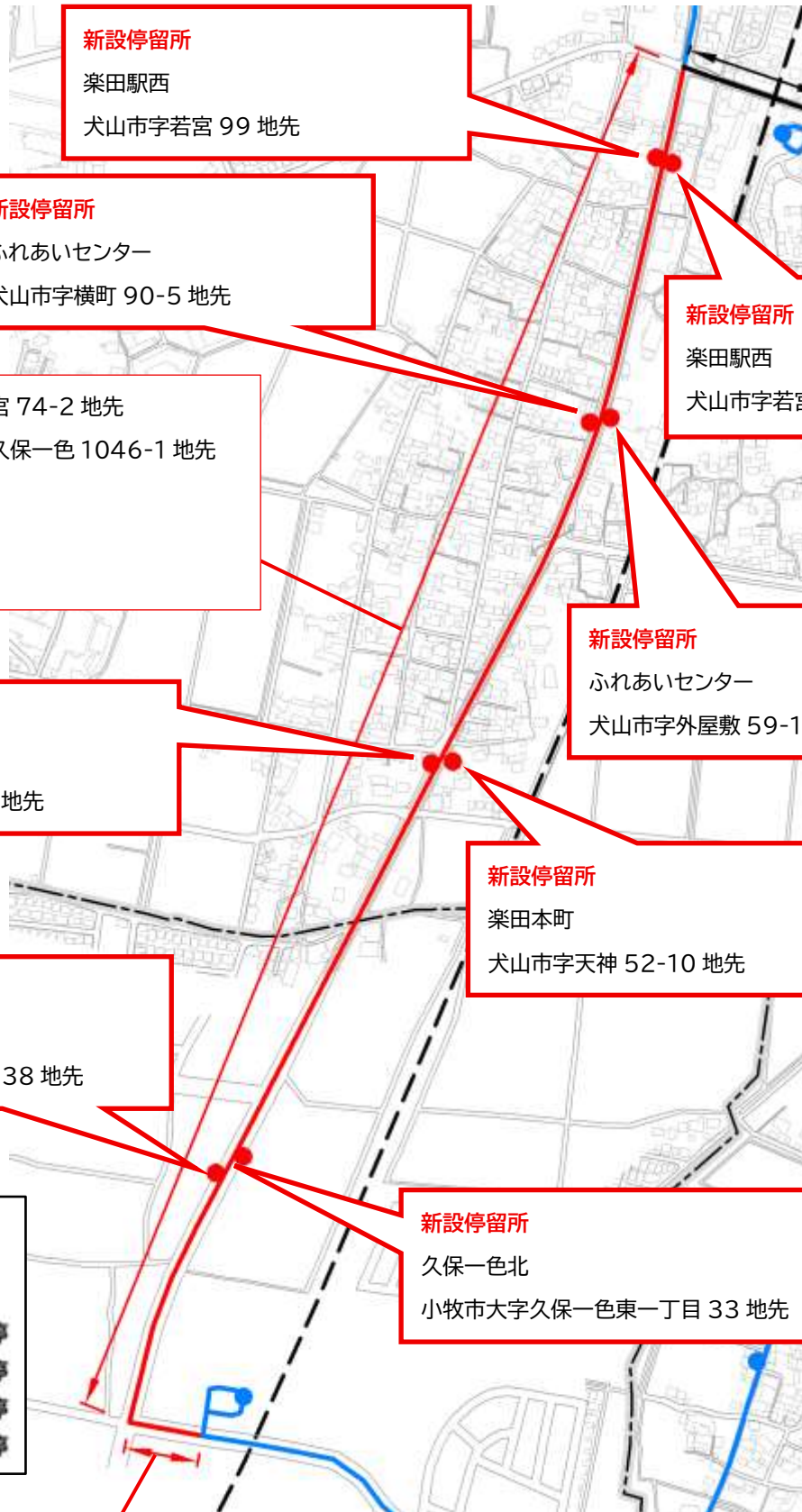
【現行】



【再編後】



①



新設停留所
 楽田駅西
 犬山市字若宮 99 地先

新設停留所
 ふれあいセンター
 犬山市字横町 90-5 地先

新設停留所
 楽田駅西
 犬山市字若宮 118 地先

起 点:犬山市字若宮 74-2 地先
 終 点:小牧市大字久保一色 1046-1 地先
 道路種別:県道
 道路幅員:16m
 キ 口 程:1.6 km

新設停留所
 ふれあいセンター
 犬山市字外屋敷 59-1 地先

新設停留所
 楽田本町
 犬山市字本町 113-1 地先

新設停留所
 楽田本町
 犬山市字天神 52-10 地先

新設停留所
 久保一色北
 小牧市大字久保一色 838 地先

- 既設路線
- 新設路線
- 廃止路線
- 既設バス停
- 新設バス停
- 移設バス停
- 廃止バス停

新設停留所
 久保一色北
 小牧市大字久保一色東一丁目 33 地先

起 点:小牧市大字久保一色 1046-1 地先
 終 点:小牧市大字久保一色 1038-1 地先
 道路種別:小牧市道
 道路幅員:15m
 キ 口 程:0.08 km

再編前は楽田西部線の運行区間
 楽田東部線としては新設区間となる。

②

起 点:犬山市字前田面 1-18 地先
終 点:犬山市字前田面 1-62 地先
道路種別:市道
道路幅員:8m
キ 口 程:0.3km

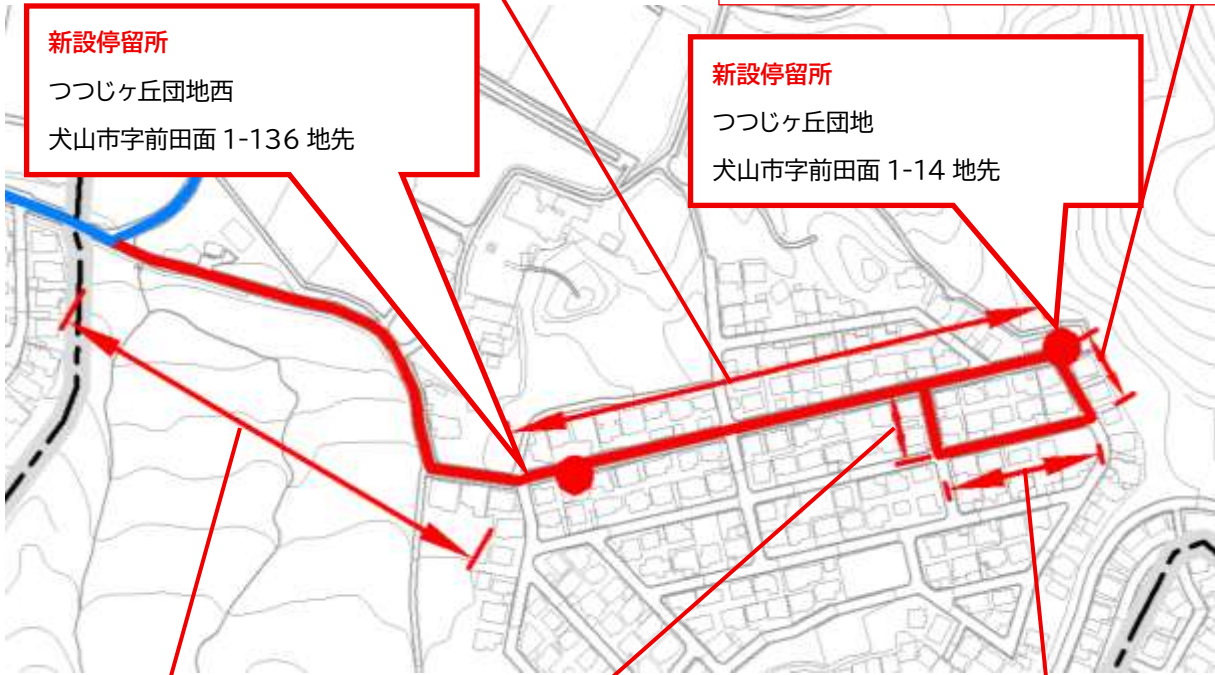
起 点:犬山市字前田面 1-62 地先
終 点:犬山市字前田面 1-63 地先
道路種別:市道
道路幅員:6m
キ 口 程:0.04km

新設停留所

つつじヶ丘団地西
犬山市字前田面 1-136 地先

新設停留所

つつじヶ丘団地
犬山市字前田面 1-14 地先



起 点:犬山市字前田面 1-114 地先
終 点:犬山市字前田面 1-113 地先
道路種別:市道
道路幅員:6m
キ 口 程:0.04km

起 点:犬山市字前田面 1-63 地先
終 点:犬山市字前田面 1-114 地先
道路種別:市道
道路幅員:6m
キ 口 程:0.08km

起 点:犬山市楽田内久保二丁目 25 地先
終 点:犬山市字前田面 1-18 地先
道路種別:市道
道路幅員:6m
キ 口 程:0.8km



つつじヶ丘団地について、今後は楽田東部線で運行する。
楽田東部線としては新設区間となる。

2. 運行する車両について

楽田西部線

日野自動車ポンチョ 33 人乗り(運転手含む)

全長 7.00m 全幅 2.08m 全高 3.10m

総重量 7.6t

排気量 5.12 ㍓



楽田東部線

日産 NV350 13 人乗り(運転手含む)

全長 5.50m 全幅 2.00m 全高 2.50m

総重量 3.0t

排気量 2.48 ㍓



3. 移動等円滑化基準適用除外の申請について

わん丸君バスの路線変更に伴う車両の変更にあたり、移動等円滑化基準(以下「バリアフリー基準」という。)第 43 条の規定に基づき、適用除外認定を受けます。

①バリアフリー基準適用除外について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)では、低床や車いすを利用した乗車ができることなどのバリアフリー基準に適用した車両の導入を義務付けています。

しかし、道路や地形上の問題等により、バリアフリー基準を満たすことが困難である場合には、公共交通会議にて協議を調べて運輸局に申請し、認定を受けることで、バリアフリー基準の一部について適用除外を受けることができます。

②適用除外認定を受ける路線

わん丸君バス 楽田東部線

③路線の運行事業者 ※R8.5.25 時点
あおい交通株式会社

④適用除外認定を受ける車両の概要
日産 NV350 ※9ページのとおり

⑤認定により適用を除外するバリアフリー基準の内容と条項
乗降口のスロープ(第 37 条第 2 項第 2 号) ・ 車いすスペース(第 39 条) ・
通路の幅(第 40 条第 1 項) ・ 通路の手すりの間隔(第 40 条第 1 項) ・
運行情報提供設備(第 41 条)



⑥バリアフリー基準を満たす車両が導入できない理由

- ・道路幅の影響等により小型車両で運行する必要がある。(路線変更での対応は困難)
- ・車両を改造すると座席数が減ってしまう。(現状の座席数でも満車となる場合がある)

→ 小型車両で運行するにあたり、バリアフリー基準を満たす車両の改造を行うことは困難である。

⑦運行開始日

令和8年12月1日(火)

⑧車いす等への対応

今回の再編でポンチョ(33 人乗り)から NV350(13 人乗り)に車両変更する区間について、過去に車いす利用がなかったことと乗車定員数を踏まえて、車いす等に対応する車両の改造は行わないものとします。

車いす等でわん丸君バスの利用が困難な利用者がみえる場合は、市の施策である高齢者・障害者タクシー料金助成等により、移動手段の確保を図ることとします。